

福島原発刑事訴訟支援団 初公判報告



福島原発刑事訴訟支援団
福島原発告訴団

強制起訴・初公判 にいたる 告訴団の長い道のり



市民の正義が東電・国が隠蔽した福島原発事故の真実
を明らかにする途を開いた！

検察審査会は東電会長・副社長の 強制起訴を求めた

2015年7月31日

東京第五検察審査会は
勝俣恒久元会長、
武藤栄元副社長、
武黒一郎元副社長
について
業務上過失致死傷罪
で強制起訴を求める
議決を行った。



2017年6月30日 初公判が開かれた！

福島民報 号外

原発事故強制起訴 3被告初公判



東京地裁に入る東京電力の武黒一郎元副社長＝30日午前



東京地裁に入る東京電力の武藤栄元副社長＝30日午前



東京地裁に入る東京電力の勝俣恒久元会長＝30日午前

※ 強制起訴 検察が不起訴にした容疑者を、検察審査会(検審)の議決に基づき弁護士が起訴する制度。有権者からくじで選ばれた検審の審査員11人のうち、8人以上の多数決で起訴

相当を議決し、さらに検察が再捜査しても起訴しなかった場合、検審が再び同様の多数決で起訴議決すれば、強制的に起訴される。平成21年に裁判員裁判とともに導入された。

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された勝俣恒久元会長(七七)ら東電旧経営陣三被告の初公判は三十日、東京地裁(永渕健一裁判長)で開かれた。原発事故の刑事責任を問う初の裁判で勝俣元会長らはいずれも無罪を主張し、検察官役指定弁護士と全面的に争う姿勢を示した。

大津波予見

これが 東京地裁の 法廷だ！



刑事裁判の流れ

起訴

冒頭手続

証拠調べ手続

弁論手続

結審

判決

人定質問・・・氏名や生年月日を尋ね、本人確認する
起訴状朗読・・・検察官役が起訴状を読み上げる
黙秘権告知・・・被告人は、自分に不利なことや言いたくないことは言わない権利があることを告げられる
罪状認否・・・被告人が、罪を認めるのか無罪を主張して争うか立場を明らかにする

冒頭陳述・・・検察官役が、事件の内容について詳しく説明する。被告人側も反論の主張をする場合がある
証拠調べ・・・検察官役と被告人側の双方が証拠を示す。証人尋問や被告人質問をする

論告求刑・・・検察官役が、公判を踏まえて、事件のあらましと被告人の犯した罪について述べ、懲役〇年などと求刑する
最終弁論・・・被告人側が論告求刑に反論を行う
被告人発言・・・被告人自身が意見を発言できる

起訴状の概要

- 検察審査会から「起訴議決」を受けた東京電力の勝俣恒久元会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、検察官役の指定弁護士らが2016年2月29日、業務上過失致死傷の罪で東京地裁に強制起訴した。
- 起訴状によると、被告人は原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠ったとされている。

被告人らは無罪主張

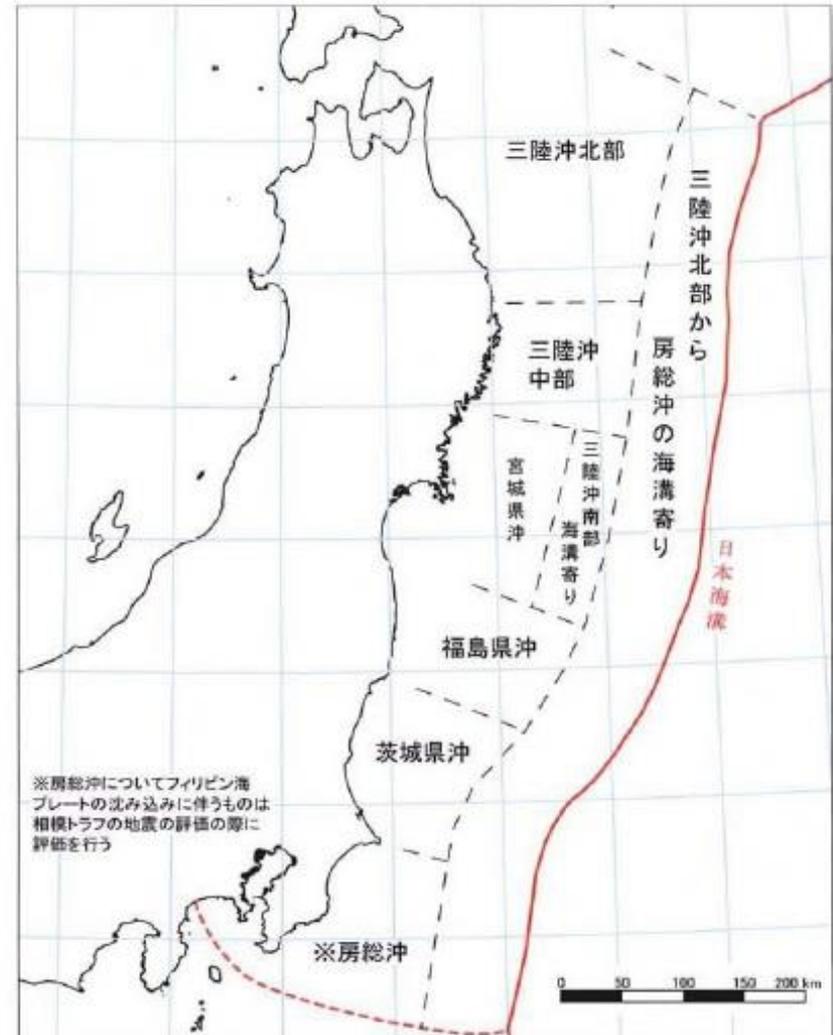
- 被告人とその弁護人等は、事故の予見可能性はなく、また対策を講じたとしても事故は避けられなかったなどとして無罪を主張した。
- **東電設計によって行われた計算は、明治三陸沖地震の波源モデルを仮想的に用いた試算であり、現実的な対策の前提のための計算ではないと主張した。**
- そして、15.7メートルの津波は、福島第一原発の敷地南側における津波水位についての数値であり、**試算結果に応じて防潮堤を設置するとしたら、津波が遡上してくる敷地南側に防潮堤を設置する措置が講じられるにとどまったはずで、それでは事故は防ぐことができなかったと主張した。**

検察官役による 冒頭陳述と証拠説明

2002年には、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

▶政府の地震調査研究推進本部（推本）が、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いどこでもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとの見解（長期評価）を公表した。

▶断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば、2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知できた。



被告人側の主張

「推本の長期評価は信頼性を持たない」

被告人側弁護人は、推本の「長期評価」について、「予見可能性を生じさせるだけの信頼性及び成熟性を持つものではなかった」と主張。

社団法人土木学会の見解では、福島県沖の海溝寄りで津波地震の発生は想定されていなかったが、その土木学会の見解の方が適切だったとして、推本の知見に沿った対策をしなかったことを正当化している。

推本の評価を支持する見解の方が多数

- 土木学会が2004（平成16）年5月に実施した地震学者への重みづけアンケート調査では、地震学者らの回答結果の平均が、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの津波地震の発生に関し、推本の長期評価に基づく考え方が0.54、土木学会の津波評価技術に基づく考え方が0.46で、**土木学会が行った調査でも推本の見解の方が上回っていた。**

東電土木グループは推本の見解に基づき、 2009年6月までに対策を完了する方針だった

- 東京電力の津波対策を担当していた土木グループは、2007年末から推本の長期評価に基づいて津波評価を行い、2009年6月に予定されていた耐震バックチェックの最終報告までに、この津波に対応する工事を実施する方針を立てた。
- 冒頭陳述によると、東電の高尾誠や金戸俊道は、
 - ①長期評価が地震本部という政府が地震に関する調査研究を実施するために設置した権威ある機関の見解であること、
 - ②土木学会津波評価部会が行った重み付けアンケートにおいても、「どこでも発生する」という長期評価の見解を支持する考え方が多かったこと、
 - ③東京電力の東通原子力発電所の設置許可申請においても、推本の見解を取り入れていることなどについて、共通の認識を持っていた。

東電設計に対する依頼は試算ではなく、バックチェックの基準津波を決めるためのもの

- 2008年2月16日には、被告人ら3名も出席して「中越沖地震対応打合せ」が開催された。地震対策センター長が、「Ss (基準地震動)に基づく耐震安全性評価の打ち出しについて」という報告を行った。
- その中で津波についても報告がなされ、概略検討でもO.P+7.7m、詳細評価によってはさらに大きくなる可能性があること、「指針改訂に伴う基準地震動Ss策定において海溝沿いモデルを確定論的に取扱うこととしたため」などと報告。
- この報告に対して、被告人ら3名を含む出席者からは、特段の異論はなく、**耐震バックチェックにおいて長期評価の見解を取り上げる地震対策センターの方針が了承された。**
- この会議が、津波対策において推本の長期評価を取り入れることを東電の社の方針として確認した会議であったといえる。

「耐震バックチェック中間報告に含む含まないかに関わらず、津波対策は開始する必要がある」

- 2008年1月23日に、酒井氏が中越沖地震対策センター 敦賀隆史氏らに送信したメールが残されている。
- ここには、「津波評価については、福島沖の基準地震動用地震モデルを津波に転換した場合に、**NGであることがほぼ確実な状況**。ようするに、**中間報告に含む含まないかに関わらず、津波対策は開始する必要がある**、そうであるのであれば、少なくとも津波に関して中間報告に含む含まないの議論は不毛な状況。それよりも津波の上昇側の対策が現実にとどのようにできるかが課題。」とある。
- 大幅な津波対策の見直しが必須な状況であったことがはっきりと指摘されている。

「津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要」

- 2008年2月4日に酒井氏が東京電力の長澤和幸氏らに送信したメールには、「山下センター長らと1F、2Fにバックチェック説明を実施。津波について、今回建築が基準地震動用に改訂指針で記載される不確かさを考慮して、**福島沖にマグニチュード8以上の地震を設定。現在土木で計算実施中であるが、従前評価値を上回ることは明らか。**1F佐藤GMからも強い懸念が示され、社内検討について、土木が検討結果を出してからではなく、**早期に土木、機電で状況確認をする必要があるのではないかと認識。**津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要。」とされている。

（「建築」「土木」「機電」は、それぞれ東京電力の部署グループの略称）

自らの相談した専門家からも指摘

- 2008年2月26日、高尾誠は、東北大の今村文彦教授を訪問し、「長期評価」について、意見を聴いた。今村文彦教授は、「**福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである**」、「**津波地震の波源モデルは三陸沖と房総沖を使う**」と指摘した。
- 東電は、大規模な津波対策が不可避であることは、自らの相談した専門家からも指摘されたのである。

10メートルを超えると対策工事の規模が大きく変わる

- 2008年3月7日に東電の金戸氏らが出席して、津波対策のスケジュールに関する打ち合わせが行われた。
- 打ち合わせの状況を記載したメモには、
「**機器耐震技術Gは福島サイトにおいて、O.P. + 10mを超えると主要建屋に水が流入するため、対策は大きく変わることを主張。**用意したES（エンジニアリングスケジュール）も津波水位がO.P. + 10mを超えると成り立たないこと、対策自体も困難であることを説明。土木G（グループ）にて再度水位設定条件を確認した上で、**想定津波高さが10数mとなる可能性があることについて上層部へ周知することとした。**」などとされている。

東電設計のシミュレーション計算は 黒表紙・金文字の正規資料

- 2008年3月18日、東電設計の計算結果の成果物が納入。長期評価で示された日本海溝寄りプレート間地震津波を検討の対象としたこと、これに基づいて三陸沖を波源とした場合の津波水位の許算結果として、発電所敷地南側の最大津波高さはO.P. + 15.707 m, 北側では13.687mとなることが示され、この津波に対する対策工事の具体的内容が検討されたことがわかる。
- **東電設計が実施した津波高の計算は、試算ではなく、東電が行う津波対策の内容を定めるために基準津波高を求めるための基礎資料である。**
- この計算結果は分厚い黒表紙、金文字の付された計算結果として東電に納品されている。

耐震バックチェック中間報告

2009.6には津波対策は完了予定

2008.3.31 耐震バックチェック中間報告 2009年6月津波対策完了を福島県に約束

- 2008年3月31日、東電は保安院に対し、耐震バックチェック中間報告を提出、福島県にも報告した。
- この中間報告では、津波に対する安全性には触れられていなかった。同日、被告人武藤も出席して、福島県に対して「耐震バックチェック中間報告」の説明を行い、「津波の評価については、最終報告にて行う、最新の知見を踏まえて安全性の評価を行う」ことを確約している。
- 被告人武藤は、マスコミからの質問に対し、「バックチェックの最終報告は、1F（福島第一原子力発電所）が平成21年6月までにしたい。」と答えている。
- つまり、2009（平成21）年6月までに津波対策を完了させ、バックチェックを終了することが、この時点での東電の確立された方針であったことがわかる。

10メートル盤に10メートルの防潮堤を敷地東側に南北に築く計画図面が示された

- これを受けて、東京電力の実務レベルの担当者は東電設計とも協力して、10メートル盤の上に10メートルの津波防潮堤を築く計画をまとめた。
- 2008年4月18日、東電設計は東京電力に対し「10m盤の敷地上に1号機から4号機の原子炉・タービン建屋につき、敷地南側側面だけでなく、南側側面から東側前面を囲うように10メートル（O.P. +20m）の防潮堤（鉛直壁）を設置すべきこと、5号機及び6号機の原子炉・タービン建屋を東側前面から北側側面を囲うように防潮堤（鉛直壁）を設置すべきこと）などの具体的対策を盛り込んだ検討結果を報告した。この報告に付された立体図面と平面図が次の二つの図面である。

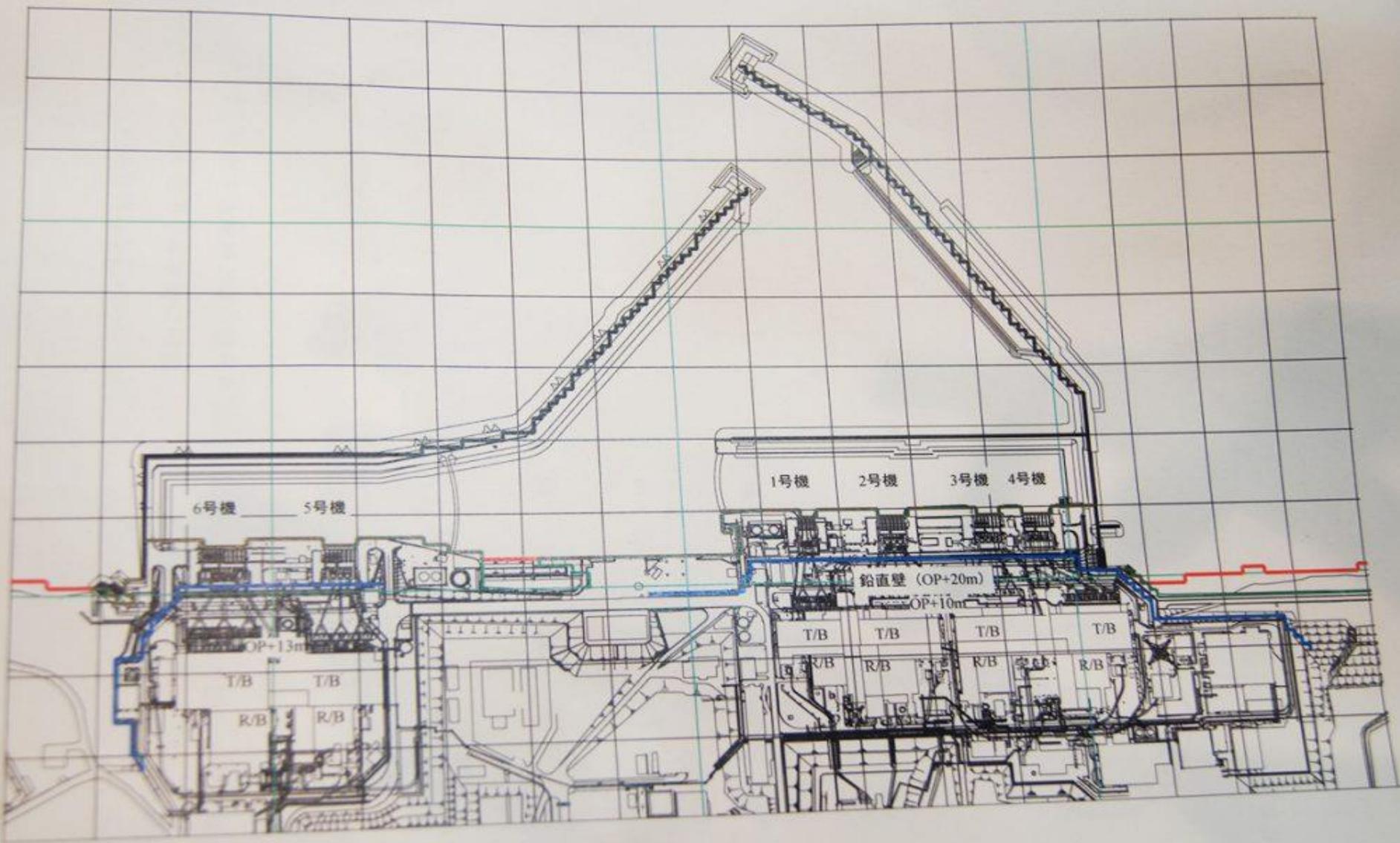
津波対策の立体図

別図①立体図



津波対策の平面図

別図②平面図



10メートルの壁設置はインパクトが大きい

- 2008年4月23日に東京電力の金戸氏らが出席して行われた津波水位に関する打ち合わせの議事録には、「想定津波高さが10数mとなる見込みであり、O.P.+10mに設置されている主要な建物への浸水は致命的であるとの観点から、津波の進入方向に対して鉛直壁の設置を考慮した解析結果が提示された。**壁設置の場合19m程度の水位を想定していることは対外的にインパクトが大きいと考えられることから上層部の意見を聞く必要があり土木G（グループ）にて対応予定**」などの記載がある。
- ここで、この鉛直壁が、建屋を覆うように南北に設置されていたことが決定的に重要である。

敷地南側に防潮堤が築かれたはずだ という検察官不起訴理由説明の不可解

- これまでの検察の不起訴理由、そして第1回公判における被告人等の無罪主張の根拠としても、この計算結果では、津波は南側から敷地を襲うこととなっており、これに対して、南側だけに防潮堤を築く計画となったはずであり、そのような計画を実施したとしても、東側から押し寄せた津波には効果がなかったはずだということが主張されてきた。
- 検察官は、南側だけに防潮堤を築く計画図面はないと答えてきたが、実際には敷地全面を覆う計画があったのに、これを隠してきたことがわかったのである。
- 今回のこの図面は、私たちの主張が正しく、東電の技術者は、敷地の南北に建屋を覆うように防潮堤を計画していたことが裏付けられ、検察の不起訴理由説明と今回の被告人らの弁解が成り立たないことを示したのである。

武藤取締役への説明と ちやぶ台返し

武藤に対する決裁面接

- 東電設計の検討結果は、大がかりな対策工事を必要とする内容であり、予算上だけでなく、地元等に対する説明上も非常に影響が大きい問題であることから、土木グループが被告人武藤に報告して判断を仰ぐことになった。
- 2008年6月10日、吉田昌郎、山下和彦、酒井俊朗、高尾誠、金戸俊道及び各部署の担当者が出席し、被告人武藤に、推本の長期評価を取り上げるべきとする理由及び対策工事に関するこれまでの検討内容等を、資料を準備して報告した。
- 推本の長期評価を採用して、津波対策を講じる方向で説明した。
- しかし、被告人武藤は結論を示さず、さらなる検討を指示した。

7.21 御前会議で議論された地震対策費用の全貌

- 2008年7月21日には被告人武藤、被告人武黒等が出席して「中越沖地震対応打合わせ」が行われた。この会議の存在はこれまで知られていなかった。
- その席上「新潟県中越沖地震発生に伴う影響額の見通しについて」と題する資料等が配布され、中越沖地震発生に伴う柏崎刈羽原発の耐震強化工事等のコストだけでなく、福島第一、第二原発に水平展開した対策費用の計上も記載され、2008年8月末を目処に計画総予算を設定する予定と記載されていた。
- この資料の意味するところは、中越沖地震によって柏崎刈羽原発が運転停止し、耐震補強のために東電は多額の費用を投じて工事をしなければならず、それが経営を圧迫していたことである。
- この点が、次に述べる被告人武藤らによるちゃぶ台返しの伏線だと推定できる。

福島^の運命を決めた武藤取締役のちゃぶ台返し

- 2008年7月31日、酒井俊朗及び高尾誠らは、改めて被告人武藤に対し検討結果を報告した。作成した資料に基づいて
 - 想定津波水位について房総沖地震の波源モデルを用いる可能性
 - 日本原子力発電や東北電力等の関係各社の検討状況などについて説明した。
- 被告人武藤は、この報告を聞いて、
 - ①福島県沖の海溝沿いでどのような波源を考慮すべきかについては、時間をかけて土木学会に検討してもらうこと
 - ②当面の耐震バックチェックについては、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて行うこと
 - ③この方針について、専門家の了解をえることという方針を指示した。

積み重ねられてきた議論を 反故にした武藤裁定

- この被告人武藤の指示により、推本の長期評価に基づいて、津波対策を講じるべきとする土木調査グループの意見は採用されないこととなった。
- このことは、それまで土木調査グループが取り組んできた10m盤を超える津波が襲来することにそなえた対策を進めることを停止することを意味していた。このことこそが、福島原発事故の決定的な原因である。

**対策を取るべきだった
ことは明らか**

2008年9月10日

「耐震バックチェック説明会（福島第一）議事メモ」

- 2008年9月10日に行われた、東京電力・地震対策センターの耐震バックチェック説明会議事メモには、
「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収，議事メモには記載しない）」
とある。
- 文字通り、津波問題こそ、最大の機微問題であったこととなる。
その「回収」された資料には何が書かれていたか。

回収された資料の内容

回収された資料の2枚目の下段右側に、「今後の予定」として、以下の記載がある。

- 東通（ひがしどおり）申請書では推本の知見（三陸沖から房総沖の領域内でどこでも発生）を参照し、三陸沖に地震を想定。
- 東北大今村教授（H20/2/26）福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮すべきであるとの見解。
- 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
- ただし、**地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。**

この文書では土木学会への検討依頼は、不可避の対策を先送りするものでしかないことを自白している。

2009年2月11日の「御前会議」の資料 「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」

- 中越沖地震対応会議「御前会議」のメモ
- 資料 6 頁〈参考〉耐震安全性評価報告書の構成（一般的構成）の表の、「地震随伴事象（津波）」の部分について
表の枠外に次のような手書きのメモがある。

「問題あり」

「出せない（注目されている）」

2009年2月11日の「御前会議」 打ち合わせメモ

- 吉田昌郎部長の発言として、「土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1 F 5, 6のR H R Sポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。**もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、**前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」
- **武黒**本部長が「女川や東海はどうなっているのか」と聞いたのに対して、「女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている」と担当者は答えている。

勝俣氏の言い訳は信用できない

- 勝俣氏は、一連の経過について説明を受けていないと言い訳している。
- しかし、地震対応打合せは、被疑者勝俣への説明を行う「御前会議」とも言われていた。
- 津波対策は数百億円以上の規模の費用がかかる可能性があり、最高責任者である被疑者勝俣に説明しないことは考えられない
- 2009年6月開催の株主総会の資料にも、「巨大津波に関する新知見」が記載されていた。
- したがって、検察官役の指定弁護士は、その言い訳は信用できないとしている。

津波評価に対し直ちに対策を取るべきであった事情

- 原子力発電所の津波安全性評価は、従来より「襲来する可能性のある津波」が襲来しても安全性を損なうおそれがないかどうかで評価されていた。
- 福島第一 1～4号機の津波高さの評価は、設置許可時 O.P.+3.1m →1994年 O.P.+3.5m →2002年 O.P.+5.7mと変遷してきたが、東電は、その都度、「いつ」そのような津波が襲来するかを考えるまでもなく、評価に対応するよう措置してきた。
- 現に、2002(平成14)年には、非常用海水ポンプ電動機を20cmかさ上げる等の工事を行っていた。
- ところが、長期評価に基づいて10m盤を超える津波が襲来するという計算結果が出ると、従来の姿勢とは違って変わって、土木学会に検討を委ねて、津波対策を先送りにしたまま、漫然と原子力発電所の運転を継続したのである。

土木学会の評価によってもアウト

土木学会津波評価部会の審議状況(2010.12.7)

・三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)
 「北部領域では「1896年明治三陸沖」、南部では「1677年房総沖」を参考に設定する。」との方針に異論なし。

「1677年房総沖」で評価

発電所	1F							
	1	2	3	4	5	6	北側 (O.P.13m)	南側 (O.P.10m)
津波水位※2(O.P.m)	8.8	7.3	7.2	7.3	8.7	9.0	浸水せず	13.6

東電は、土木学会の見解により、1677年房総沖モデルを使用した計算によっても、少なくとも13.6mの高さの津波に備えなければならないことを認識していた。

武黒・勝俣被告人も武藤被告人と同罪

- 被告人武藤は、2008(平成20)年8月上旬ころ、津波水位の最大値が敷地南部でO.P. +15.707mなる旨の計算結果を、**被告人武黒**に報告していたことがわかっている。
- **被告人勝俣**は、会長として、中越沖地震対応会議（いわゆる御前会議）、常務会、株主総会対策の会議などを通じて十分な情報を得ていたことも裏付けがなされていた。
- 被告人らの刑事責任は、会社として予見し、立案された津波対策案を採用しなかったことが原因であることが明らかになった。

東京電力の国への報告は地震の4日前だった

- 東京電力の役員はこのシミュレーション結果を政府に提出せず、隠した。
- 2010年11月、推本が「活断層の長期評価手法（暫定版）」を公表したことを契機として、保安院は東京電力に対し、津波対策の現状についての説明を要請した。
- 2011年3月7日、東京電力は、2002年の推本の長期評価に対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、13.7m～15.7mの津波が襲うという内容を国に報告した。

対策が遅いと指摘した保安院小林審査官

- 保安院の小林勝は、2011年3月7日に、15.7 mのシミュレーションの報告が東電から保安院に対してなされた際に、次のように警告した。

（土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東電の方針に対して）「それでは遅いのではないか。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」

- 検察官役は、この時点でも原発の運転を停止しておくべきだと主張している。

検察官役指定弁護士の冒頭陳述の結論

- 被告人らは、原子力発電所を設置する事業者である東京電力の最高経営層として、原子炉の安全性を損なうおそれがあると判断した上、防護措置その他の適切な措置を講じるなど、原子力発電所の安全を確保すべき義務と責任を負っていた。「適切な措置」を講じるか、それができなければ、速やかに原子力発電所の運転を停止すべきであった。
- それにもかかわらず、被告人らは、何らの具体的措置を講じることなく、漫然と原子力発電所の運転を継続した。被告人らが、費用と労力を惜しまず、課せられた義務と責任を適切に果たしていれば、本件のような深刻な事故は起きなかったのである。

事故の責任を隠蔽した国の責任を明らかにすることも、この刑事裁判の課題

- 検察官は、不起訴理由の説明会で、津波防潮堤の図面を持ちながら、これと違う説明を私たちにして、黙らせよう、あきらめさせようとした。
- 検察審査会の2度の強制起訴決定で、隠されていた事実を明らかにすることができたことが、いかに貴重なことだったのか、正確に認識して欲しい。
- そうすれば、この裁判は絶対に負けない裁判だという確信を持つことができるはずだ。このような確信を持って、この裁判の事実を明らかにし、検察官役指定弁護士を支えていただければと思う。